

令和 7 年 度 事 業 計 画

社会福祉法人 最上町社会福祉協議会

【基本方針及び重点目標】

1. 基本方針

地域社会を取り巻く環境は、少子・高齢化、人口減少の急激な進行、家族機能の変化、価値観の多様化、ＩＣＴ通信機器の普及、物価高騰など社会環境が著しく変化しました。それに伴い、地域における住民同士の交流形態も大きく変わり、地域住民相互のつながりが希薄化してきています。このような中で、地域社会においては、様々な困りごと、暮らしにくさを抱える方々が増えています。

これまで、高齢社会の進行による地域福祉の担い手不足や一人暮らしの高齢者の見守り活動・買い物・通院・除雪などの高齢者の日常生活の支援に関する課題が注目されてきましたが、これらに加え、ひきこもり、孤独、自殺、生活困窮者の増加、社会的弱者（子ども、高齢者、障がい者等）への虐待、認知症高齢者や障がい者の権利擁護、子育てと介護を同時に担うダブルケア、８０代の親が５０代の子どもの生活を支える８０５０問題、子どもが親等に代わり、家事や家族の世話などを日常的に担うヤングケアラーなど、多くの課題が顕在化しています。いずれも地域社会からの孤立が背景となっていると同時に、複雑化、多様化することで、さらに課題が深刻なものとなり、公的な支援、縦割りによる個々の支援だけでは対応が困難になってきています。

さらに、近年全国的に発生している大規模災害が人々の日常生活を脅かし、新型コロナウイルスの５類移行後も日常の生活様式を元に戻せず変えざるを得ない社会の中で、人とのつながりを確保することがますます困難な状況になっています。

このように地域社会を取り巻く状況が激しく変化する中で、すべての人が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域住民をはじめ、あらゆる関係者、組織、団体が「我が事」として主体的に参画することが大切です。

誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」（ともに生きる豊かな地域社会）の実現を目指し、連携・協働により、地域生活課題の解決に向けた包括的な支援体制を整備していきます。

これまでの高齢者福祉を重視してきた事業形態に特化せず、福祉の原点でもある老若男女の幅広い層を巻き込んだ「町民主導型」の事業を重点的に展開してまいります。

本会が実施する介護部門を除く種々の事業は、地域福祉や権利擁護、福祉制度の狭間にある方への支援等、収益性を求めにくいものが中心となっています。そもそも社会福祉協議会という組織は、公的な要素が多い民間団体であり、利益を主目的とする団体でないことから、どうしても財政基盤の脆弱性という現実からは避けられません。

財源の多くを町の補助金等だけに頼ることのないよう、これまでは重要な事業を継続させるための方法として、介護保険事業等の収益から補填してまいりましたが、前述のとおり、介護サービス部門の大幅な収入減により、ますます厳しい運営が予想されます。

町民から信頼される組織であり続け、町民の目線に即した良質なサービスや支援を提供し続けていくには、これまでに増して優れた人材（職員）を有する組織をつくり、関係機関・団体を結び・つなぐ中心的な役割を果たしていく組織であることが求められています。

以上の基本方針に基づき、町行政をはじめ各関係機関・団体等及び、町民の皆様との更なる連携を図りながら、継続事業の充実と新規事業の実践を図ってまいります。

2. 重要施策

(1) 地域福祉活動の推進

『ふだんのくらしをしあわせにする』ための地域福祉事業を推進してまいります。地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」を目標に、受け手側と支え手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成していくことを目指します。

- ① 地域支え合い事業（福祉共育・ボランティア）
- ② 地域福祉活動育成（居場所づくり・災害時用配慮者支援）
- ③ 雪国の生活にやさしいまちづくり支援
- ④ 生活困窮支援事業
- ⑤ 障害者社会参加促進事業
- ⑥ 生活支援コーディネーター配置
- ⑦ はっぴープロジェクト事業
- ⑧ 総合相談事業
- ⑨ 生活福祉資金貸付事業
- ⑩ 福祉サービス利用援助事業
- ⑪ 介護職員初任者研修課程事業
- ⑫ 福祉団体育成事業
- ⑬ 災害発生時の募金活動及び救援活動
- ⑭ 敬老会事業の実施
- ⑮ シルバー体育レクリエーション大会の実施

(2) 健康づくり事業の推進

介護予防の3本柱「運動」「栄養」「社会参加」を基本に、健康づくりに対する意識の向上と健康な体づくりを推進するために、専門職等と連携を図りながら、地域のサロンや健康クラブが町民の誰もが気軽に参加できる多種多様な健康づくりの拠点となるように目指してまいります。

- ① 国保健康指導事業
- ② メタボリック対策事業
- ③ ウエルネス健康教室
- ④ フィットネス健康教室
- ⑤ 転倒予防教室
- ⑥ 元気はつらつクラブ（介護予防・日常生活支援総合事業）※以下、総合事業
- ⑦ 足腰若返りクラブ
- ⑧ 体力づくりサポート事業
- ⑨ 体力づくり推進事業

(3) 介護サービス事業の充実

利用者増にむけた経営改善が喫緊の課題であるため、職員プロジェクト及びSWOT分析によって導かれた種々の解決策を着実に実践することが急務です。このため、各事業所での主体的な取り組みに加えて、“グリーン”全体としての連携強化に努めます。

また、利用者が減少し赤字決算が続いています。特に令和2年度からは新型コロナウイルスの感染拡大により、利用控え等が顕著になり赤字額が増大となっております。

こうした状況のなか、人材育成が重要課題であり、本会独自の職員研修の充実をはじめ外部研修へ参加し、職員個々のスキルアップとサービス向上を目指し、安心して在宅生活が送れるよう支援していきます。

(4) 指定管理事業の充実

指定管理施設である高齢者総合福祉センターは、ウェルネスプラザ健康増進施設として「町民のやすらぎと憩い、健康づくりの場」の提供を目的として感染症対策に留意しながら管理運営しております。町民から求められる設備や機能の充実を常に心がけ、町の介護予防施策を踏まえた健康クラブの利用や温泉施設の活用につなげます。またサロン活動の会場や部屋の貸し出し等を行い「ぽかぽかサロン」を開催する等を行い町民の交流の場とします。また町のデマンドバスと連携して利用者の拡大を図っていきます。さらに、利用拡大に向け、よりよいサービスが提供できるよう常に協議・検討して改善に努めます。

陽だまりの家管理事業は、町内に在住する一人暮らしの高齢者や夫婦のみでの生活に健康上の理由などで不安のある方が、長く住み慣れた町で安心・安全をモットーに健康で穏やかに自立した生活を送ることが出来るように、居室の提供と生活の支援に努めてまいります。

(5) 職員力の強化

人口減少とともに、町民の皆様の生活に大きな変化が見られます。こうした変化を的確に見すえ、問題や課題の解決に向けて、職員一丸となって「職員プロジェクト」及び「SWOTクロス分析」による実践を以下のとおり実践していきます。

- ① 職員力の向上に向けた職員の育成
- ② 職場の活性化や職員の経営能力の向上
- ③ 意欲的で想像力に富む人材の育成
- ④ 課題解決能力・的確な判断能力・コミュニケーション能力に優れた人材の育成
- ⑤ 情報の共有と効果的な発信、自己啓発によるキャリアアップ

【具体的な事業計画と内容】

1. 法人運営事業

(1) 役員会等運営事業

理事会・評議員会等の管理体制及び財務規律を強化していきながら、推進していきます。

① 会の運営

- i. 理事会（5月、6月、10月、3月）
- ii. 評議員会の開催（6月、10月、3月）
- iii. 監事会の開催（5月）
- iv. 三役会議の開催（5月、10月、3月）

② 委員会の開催

- i. 定例表彰者選考委員会
- ii. 評議員選任・解任委員会
- iii. 経営改善検討委員会

(2) 企画・運営事業

① 広報・啓発活動の強化

福祉を取り巻く状況等について、常に的確な情報把握に努め、必要な方々に必要な情報が伝わるよう、本会広報紙「社協だより」やホームページ、動画配信等の情報発信ツールを有効に活用し、広報活動（情報提供）の充実を図ります。

② 関係機関及び各種団体との連携

i. 区長連絡協議会

区長連絡協議会と連携し、共同募金運動、歳末たすけあい運動、日本赤十字社活動及び地域福祉活動を推進します。

ii. 児童委員協議会

同協議会の定例会に参加し、民生児童委員活動との連携を密にするとともに、生活福祉資金貸付事業での連携を図り、情報を共有して日赤活動や歳末たすけあい運動及び各種事業を推進し、福祉のまちづくりを推進します。

iii. 福祉関係団体及び社会福祉施設等

福祉サービスの提供者として、重要な役割を担っている社会福祉施設等が、より良い福祉サービスの推進が出来るよう、情報を共有して連携を推進します。

iv. 最北・最上管内市町村社会福祉協議会との事業連携

最北ボランティアの輪連絡会議及び、最上地域社会福祉連絡協議会の会議や研修会に参加し、情報交換等により事業の一層の充実を図ります。

③ 社会福祉協議会長表彰事業

社会福祉事業従事者等の顕彰を通じ、永年の献身的尽力を労うことにより、地域福祉向上への意識高揚を図っていきます。

(3) 各種委員会活動の充実

サービスの質の向上を重点課題として、業務改善及び組織の活性化等を目的に、以下の委員会を立ち上げ、活動を推進していきます。さらに必要に応じて「プロジェクトチーム」を設置し、本会事業の企画・検討・課題の共有を図っていきます。

- ① 広報委員会
- ② 身体拘束等適正化検討委員会
- ③ 危機管理委員会（ヒヤリハット委員会）
- ④ 高齢者虐待防止委員会
- ⑤ 感染症対策委員会
- ⑥ 事故防止対策委員会

(4) 事務事業評価による事業運営の適正化及び自主財源確保にむけた取組の強化

① 事務事業評価による事業運営の適正化

事業の運営については、前年度の事業の振り返りを行うとともに具体的な数値目標を設定するなど、PDCAサイクルのチェック機能を意識した計画（プラン）とすることにより、効率的で適正な事業運営を推進します。

② 自主財源確保にむけた取組の強化

本会の自主財源は、会費と寄附金で大半を占めております。一般会員は、既に町内の全世帯が加入しており、これ以上の増加は見込まれません。一方、賛助会員（企業、協賛者）は、25 企業（令和 5 年度）に留まっております。このため、町内外の企業や個人に賛助会員や寄附金について周知し、自主財源確保に向けた取り組みを図っていきます。

2. 地域福祉活動事業

(1) 地域支え合い活動支援事業

① 学び合い支え合う福祉共育の推進事業

I. 現状と課題

小学校には、総合学習の一環として、「福祉」について「すべての人が持続可能に幸せに暮らすこと」について学ぶ機会が設けられています。そのために地域の一員として他者に思いやりの心で接し、助け合う心、感謝の心を育む機会として福祉の授業が必要とされています。中学校では、子どもたちが地域の一員として主体的に地域活動へ貢献することが求められ、地域と学校が繋がるために支援が必要とされています。子どもたちが地域福祉と関わりを持ち、考え、福祉の大切さを知るとともに、福祉が自分たちを含めた社会全体に対するものであることに気づくきっかけのために福祉教育の推進が重要となります。また、子どもに限らず、地域で支え合う地域共生社会を実現するためには、自分を理解し、相手のことを知り、互いを認め合う「共に生きる力」を養うために世代に合わせた福祉教育の充実が求められています。

II. 具体的な事業・取り組み

事業内容	具体的事業内容	実施目標回数
福祉共育の実践	福祉共育に向けた連携会議 小学校福祉共育実践	2回 各小学校10回程度
	教育と地方創生の実現 (学校運営協議会への参画)	4回
学びのコーディネーター	いきいきサロン等での情報提供 および相談活動	15サロン、各2回
学びの情報発信	生活支援コーディネーター、集落支援員との連携強化と情報の共有化	連携会議10回 山形新聞「あすの予定」掲載

② ボランティア活動推進事業

I. 現状と課題

町内のボランティア活動者は高齢化が進み、長年続いていた活動の後継者不足、既存のボランティア団体の縮小や、次世代の担い手不足等、活動者が抱える課題は継続して残っています。本町で活動するボランティア団体連絡会議では、後継者不足へ繋がるのはボランティアの意義や必要性が感じられないからではないかという意見が多く上がっています。しかし、除雪という課題に対し、社会福祉協議会が窓口となっている間口除雪サービス支援事業の認知や、町の集落活性化応援交付金の活用、新庄北高等学校の除雪ボランティア活動等、除雪ボランティアによる支え合い活動がさかんになってきています。他にも生活課題のニーズに対応できる担い手の確保や育成は今後も継続して続けていく必要があります。個人、団体問わず、地域で活躍している活動者の掘り起こしや、支援を行うことで、安定したボランティアの確保を行っていくことが重要になっています。

II. 具体的な事業・取り組み

事業内容	具体的事業内容	実施目標回数
ボランティア通信発行	ボランティアに関する基本的情報を定期的に提供	年 3 回
ボランティアネットワーク会議の開催	ボランティア実践団体を一堂に会して情報の共有化	3 回開催
担い手の育成	一般町民を対象にしたボランティアの基礎知識の習得にむけた研修会の開催 ボランティア保険の加入促進 発掘した人材の活用、活動の促進	研修会を 1 回開催 研修会の開催 年 2 回 交流会の開催 年 2 回
除雪ボランティアの推進	間口除雪支援体制の整備充実を図る 最上校除雪ボランティア「イエローダンパーズ」への支援	間口除雪活動者の育成 地域組織体 3 組織 個人の担い手 4 5 人
災害への対応準備	災害ボランティア研修会の開催 県内社協との連携強化	災害ボランティア研修会 1 回開催

(2) 地域福祉活動育成事業

① 居場所づくりコーディネート事業

I. 現状と課題

コロナ禍を経て、健康福祉推進員を中心にサロン活動の回数は少しずつ回復に向かっています。しかし、地区ごとの活動の差が大きく、向町地区など中心部はサロン活動の回復には至っていません。その地区の状況に合わせたきめ細やかな支援が必要となっています。その地区の活動が滞っている原因を確認しながら、健康福祉推進員と共にサロン活動の復活が課題となっています。サロン活動の減少は、車を運転しない高齢者等にとって外出を行う機会が減り、結果、身体の機能を低下する恐れがあります。加齢とともに、筋力や認知機能などの心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態などの危険性があります。各地区で安定とした居場所を取り戻すことが優先した課題となっています。また、高齢者のみならず、子どもが学校以外で安全に遊び、地域と交流できる場所のニーズも高まっています。現代では、オンラインも友人や地域の方々と交流するツールもありますが、同じ屋根の下で人と人が顔を合わせ人間関係の構築する場を創出することも重要と考えています。

II. 具体的な事業・取り組み

事業内容	具体的事業内容	実施目標回数
サロン活動の推進	健康福祉推進員研修会の開催 民生児童委員、区長との連携 障がい者の居場所づくり支援 高齢男性の外出支援 デマンド交通の利用促進	研修会 2回 全集落での継続したサロン活動の展開 社協の地域福祉促進に向けた広報活動 (地域の支え合いについて、新たな担い手の発掘に向けたアウトリーチ) 障がい者居場所 10回開催
新たな子どもの居場所づくり担い手団体支援	平日放課後及び長期休暇における居場所の設置	NPO 法人・集落支援員と相談の上、計画を作成

② 災害時要配慮者支援事業

I. 現状と課題

令和6年度は本町でも豪雨災害の被害を受け、多くの方が不安を抱えることになりました。高齢化率は高まるなか、高齢者や支援を必要とする世帯に対する避難支援や避難後の支援は重要な課題であります。また、近隣住民同士が助け合う体制を考えるために働きかけを行う必要があります。

II. 具体的な事業・取り組み

事業内容	具体的事業内容	実施目標回数
安心カード、個別避難支援計画作成	新規作成と情報の更新	新規 通年 更新 年1回 登録 200件程度
地域ネットワークづくり会議事務局	地域ネットワークづくり会議の開催 町危機管理室、健康福祉課と連携会議	年1回 4地区(大堀・向町・富沢・赤倉) 年2回

(3) 雪国の生活にやさしいまちづくり支援事業

I. 現状と課題

本町のような積雪地域では、冬の暮らしのために、除雪・排雪は必須の作業です。急速に進む高齢化により、除雪困難者の増加、除雪に対する負担感を持っている町民の増加等により地域全体のポテンシャルを低下させる要因が指摘されています。地域検証を重ね平成 29 年度から実施している間口除雪サービス支援事業は、今では本町に欠かせない地域支え合いの除雪サービスとなっており、注目を集めています。制度自体も年度毎に協議やアンケートを実施、時代に合わせた内容になるよう更新しています。今後は、間口除雪サービス支援事業以外の仕組みが今後の課題となっています。

II. 具体的な事業・取り組み

事業内容	具体的事業内容	実施目標回数
間口除雪サービス支援事業	間口除雪サービス支援事業の啓発、申請手続き支援、受付 除雪協力者の掘り起こし	新規・更新 50 件
スノーバスターズ事業	情報の周知・利用促進 機材の貸出	5 回

(4) 生活困窮支援事業

I. 現状と課題

少子高齢化や人口減少とともに、相談窓口や地域福祉活動、在宅福祉サービス等の現場でも、対象者や分野別の福祉制度では解決が難しい地域生活課題が増加している状況にあります。また、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しています。世帯が複合的な課題を抱えるなどして、単独の相談支援機関では対応が難しい地域生活課題が増加しています。その中で、制度の狭間で支援が受けられない方に対しての支援や相談のニーズが高まっています。

II. 具体的な事業・取り組み

事業内容	具体的事業内容	実施目標回数
生活困窮相談窓口の設置事業	生活困窮者からの相談受付 生活困窮者等の相談ケースの対応記録	常設 関係機関と連携会議 3 回
地域で支える食の支援事業	フードバンク・フードパントリーの運用 食材の管理・記録 寄付の受付	常設 個人・企業からの寄付 3 個人 5 団体 寄付の還元 5 回以上

(5) 障害者社会参加促進事業

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者（身体障害者、知的障害者等）を支援する居場所づくりの提供と、軽体操やゲーム、製作教室などのレクリエーション活動を目的に開催していきます。 ※年 24 回開催予定

(6) 生活支援コーディネーター配置事業

別名「地域支え合い推進員」と言います。高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のことです。三地区（旧中学校区）に配置されている集落支援員と共に、地域課題を掘り起こし、多種多様な課題や地域ニーズの中で、地域の支え合い・助け合いで解決できる課題について、連携し地域住民を巻き込んで取り組んでいきます。また、集落支援員だけでなく地域福祉に関わる人や関心のある人の情報交換や、日常的な相談窓口の場の提供に努めていきます。

(7) はっぴープロジェクト事業

子育て支援と子育て環境の整備を目標とし、「生活が大変・・・」と感じているひとり親等の世帯に対して定期的に無料で食材や商品券等を直接お届けする「はっぴーバスケット事業」と子どもたちの健やかな育ちを応援するための新しい居場所づくりを創造する「はっぴーケアプラザ事業」の 2 本立てで事業を推進していきます。

(8) 総合相談事業の充実強化

- ① 弁護士、行政相談員、人権擁護委員、ふれあい相談員の合同による総合相談所の開設

※6 月 6 日（金）、9 月 5 日（金）、12 月 5 日（金）開催予定

- ② 山形県社会福祉協議会及び、法務局等との連携による相談機能の充実

(9) 生活福祉資金貸付事業と償還対策の推進

- ① 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）の貸付事業の実施

- ② 福祉資金（福祉費、緊急小口資金）の貸付事業の実施

- ③ 教育支援資金（教育支援費、就学支度費）の貸付事業の実施

- ④ 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）の貸付事業の実施

- ⑤ 制度活用の広報活動や滞納世帯への対応及び償還指導の促進

- ⑥ 貸付相談支援員の配置し、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

(10) 福祉サービス利用援助事業

福祉サービス利用援助事業は、高齢者、障害者（精神・知的）を対象としており相談件数、新規契約ともに年々増加傾向にあります。近年では年齢に関係なく複数の問題を抱える利用者が増えてきております。サービスの必要な方へ適切なサービスを提供していくために県社協や関係機関と連携して適切な事業推進を図ります。

(11) 介護職員初任者研修課程事業

町民の方々と、新庄北高等学校最上校の福祉コースの生徒を対象に、福祉のマンパワーの確保と専門的福祉人材の養成を目的に開催します。 ※5 月～9 月 開催予定

(12) 福祉団体育成事業

① 老人クラブ連合会

健康活動、友愛活動及び奉仕活動を支援しながら、老人クラブ連合会及び、単位老人クラブと元気高齢者の指導育成を図ります。

② 身体障害者福祉協会

会員の生きがいづくりと健康増進・介護予防を図るため、様々な社会参加の機会を捉え、各種大会・研修会へ積極的に参加を促し、会の指導育成を図ります。

③ 手をつなぐ育成会

広域の研修会や交流会等への積極的な参加を促し、会の指導育成を図ります。

④ 町内ボランティア団体

町内における福祉活動の普及や、ボランティア活動を推進するためにボランティア団体の指導育成を図ります。

(13) 災害発生時の募金活動及び救援活動

災害発生時には、町や日本赤十字社及び共同募金会との連携により、救援活動と募金活動を実施します。

(14) 敬老会事業の実施

節目の年齢のお祝いを楽しめるような敬老会式典と老人クラブ連合会及び、本会との連携により開催いたします。

※令和7年9月12日（金）開催予定

(15) シルバー体育レクリエーションの実施

高齢化社会の中で、スポーツを通じて健康の保持と会員同士の親睦を図り、社会参加と明るい社会づくりに寄与に貢献します。

※令和7年7月4日（金）開催予定

3. 健康クラブ事業

健康クラブの利用拡大に向けて、フィットネスルームを活用したエアロビクス教室のメニューの多様化や、高齢者の機能回復訓練のための指導、さらには気軽に運動できる施設の利用の拡大と、介護予防や健康な体づくりの普及に力を入れるために、地域のサロンや学校、保育所に出向き、町民の健康増進を図ります。

(1) 国保健康指導事業

広い年齢層の利用者へ

の身体状況や、ニーズに合わせた健康づくり運動を実施します。

(2) メタボリック対策事業

生活習慣病の予備軍となるメタボリックシンドロームを予防改善するために、手軽に取り組める有酸素運動を実施します。

(3) ウエルネス教室事業

最上病院との連携で、一般の方を対象に行う初心者から上級者まで楽しめる健康教室や地域の老人クラブ・サロンと協力しウエルネスプラザを会場にした「お元気教室」の開催を推進します。

(4) フィットネス健康教室

社会福祉協議会の自主事業です。中級者から上級者向けの健康教室でエアロビクスやダンス等を専門の講師がレッスンを行います。

(5) 転倒予防教室（一般介護予防事業）

各集落のサロン等に出向き、65歳以上の高齢者を対象に転倒予防を目的とした教室を実施します。

(6) 元気はつらつクラブ（介護予防・日常生活支援総合事業）

地域包括支援センターとの連携・調整により、参加者とのコミュニケーションづくりや身体状況に合わせた運動機能向上につながるよう推進します。

(7) 足腰若返りクラブ（一般介護予防事業）

65歳以上の足や腰に不安を感じている人を対象に講話や実技を交えた集団指導という形式の教室を2回に分けて開催し膝痛や腰痛などの予防につながるよう推進します。

(8) 体力づくりサポート事業

町内の小学校に出向き、スポーツを通して体を動かすことの楽しさや体力づくりの大切さを伝えることを目標にした体育事業を推進します。

(9) 体力づくり推進事業

あたごこども園・大堀保育所等に出向き、リズムに合わせて楽しく体を動かし、その後の体力づくりサポート事業へと円滑に移行するために園児の体力づくりを推進します。

4. 共同募金配分金事業

赤い羽根共同募金運動への一層の理解と参加を促進するために、町民や企業に効果的な広報活動を推進します。また共同募金配分金の使途を明確にすることにより充実した地域福祉活動を展開します。

(1) 配分金による事業展開

① 高齢者福祉活動

- ・ 第47回「最上町シルバー体育レクリエーション大会」の開催
- ・ 「輪投げ大会」の開催

② 障害福祉活動

身体障害者及び知的障害者等や障害を持つ親の方の、社会参加を促進します。

③ 児童・青少年福祉活動

各学校から介護体験学習の学生を受け入れ、福祉教育を推進します。

④ 福祉育成・援助活動

各種関係団体への福祉活動の育成・援助活動を推進します。

(2) 歳末たすけあい運動の推進

民生児童委員協議会と連携して町内全域の要支援世帯の調査を踏まえた上で、審査委員会を開催し、歳末たすけあい運動の一層の周知と充実した推進を図ります。

5. ふれあい金庫貸付事業

低所得者・障害者・高齢者が経済的に自立するために、生活意欲の助長と在宅福祉の促進を目的として、一時的な生活困窮者への貸付事業を推進します。また円滑な事業を進めると、利用者の安定した生活のために償還指導計画を強化していきます。

6. 介護サービス事業

(1) 情報発信の強化

① パンフレット、ポスター等の制作

「グリーン」全体の情報を広く発信するために、パンフレット及びポスターを制作し、町民の皆様をはじめ関係機関への広報活動を強化します。くわえて各事業所においては、独自の啓発用チラシ等を制作し、きめ細かな情報発信に努めます。

② HPやSNSの充実

常に良質な情報を提供し続けるために、ホームページやSNSによる情報発信を強化します。

(2) 連携・組織体制の強化

「グリーン」内における居宅介護支援、訪問介護、通所介護、訪問入浴、障がい者福祉サービスの各事業所において、これまで以上に連携を強化し、サービスの質の向上と業務の円滑化に努めます。また、徹底した業務改善や役職の見直し、働き方改革を実践します。

(3) 町内介護事業所のネットワーク化の構築・組織化

新型コロナウイルス感染防止対策をはじめ、BCP（業務継続計画）の策定、人材確保対策等の課題が山積するなか、町内の各介護サービス事業者とのフラットな関係づくり（ネットワーク会議等）を構築します。

(4) 各事業所における事業展開

① 居宅介護支援事業

利用者が要介護状態になった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力を活用しながら自分らしい生活が送れるよう、配慮した支援を行っていきます。利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいた、適切な福祉サービスや保健医療サービスが総合的、効率的に提供できるように居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、多職種との連携を図りながら困難ケースにも対応できる支援を行っていきます。

また、介護保険外の取り組みとして、各集落のサロン等に出向き、介護支援専門員（ケアマネジャー）の業務内容の周知や相談業務等について啓発を行います。くわえて介護支援専門員の視点で、地域資源の掘り起こしを行うほか、町内の介護支援専門員との交流の場を設け、問題や課題の共有化に努めます。

i. 介護保険事業

居宅サービス計画（介護給付）の作成と計画に基づいた支援業務

ii. 町受託事業

- ・介護予防支援業務（予防給付・総合事業）
- ・介護予防ケアマネジメント（予防給付・総合事業）
- ・要介護認定訪問調査

② 訪問介護事業

要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

i. 介護保険事業

- ・訪問介護事業
- ・介護予防訪問介護事業（総合事業）

ii. 町受託事業

- ・生活支援ヘルパー派遣事業（総合事業）
- ・軽度生活支援事業

③ 訪問入浴介護事業

要介護者等が可能な限りその居宅において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るための援助を行います。

i. 介護保険事業

ii. 介護予防訪問入浴介護事業

④ 通所介護事業

要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。特に今年度は、レクリエーションの充実（外部ボランティア）や施設外での機能回復訓練の強化を図ります。

i. 介護保険事業

- ・通所介護事業
- ・介護予防通所介護事業（総合事業）

ii. 町受託事業

- ・いきいきデイサービス事業

⑤ 障がい者福祉サービス事業

心身障害者の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活を営むことができるよう居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他生活全般にわたる援助、並びに相談援助を行います。

i. 障害者総合支援事業 身体、知的、精神障害者のホームヘルプサービス事業

7. 指定管理事業

(1) ウェルネスプラザ指定管理事業

ウェルネスプラザ内には医療・保健・福祉にかかわる多くの人材がおります。この恵まれた施設とマンパワーを活用し、さらに効率性と効果のある管理運営を行うことにより、常に利用者のニーズに対応したサービス提供を行います。また一人でも多くの町民が生涯現役として活躍できる為の「健康づくり」や「やすらぎと憩い」の場を提供するほか、満足してもらえるサービスを企画して利用の拡大と「健康に勝る幸せなし」を目指します。

① 大浴場と大広間の利用拡大

町民の誰もが安心して利用できる、やすらぎと憩いの場を提供できるように町民の意見・要望を反映させて、より効率的な管理運営に努めます。

また、毎月 21 日の健康の日や町デマンドバスと連携をはかりバスの待ち時間には、大広間を無料開放するなどサービスの充実を図ります。各集落で取り組んでいるサロン事業での活用や福祉センター独自の「ぽかぽかサロン」や各団体やサークル活動への会場の貸し出し等をとおして利用拡大を目指します。

② 施設を利用した行事の実施

季節に合わせた行事の開催のために、イルミネーションや装飾などを利用し施設利用者に季節感を味わっていただけるように、癒しを提供して利用拡大を目指します。

③ 福祉農園販売所の提供

高齢者が栽培・採取した野菜や山菜を出品者の自己管理による無人販売所「100 円ひる市」として施設の一部を提供し、高齢者が楽しめる生きがい活動と交流の場となるよう支援していきます。

(2) 陽だまりの家指定管理事業

入居している高齢者が、笑顔で楽しく自立した生活が送れるように、生活相談・健康観察・日常生活支援・交流支援を総合的に実施し、福祉と健康増進を図り、自宅にいるような安心した生活を送ることができるよう、季節ごとの行事を開催するなど、生きがいもてる環境づくりに努めます。